

教育大綱と教育振興基本計画の関係

教育大綱（平成 28 年度～令和 3 年度）

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋
(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条
第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の
実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の
振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」と
いう。)を定めるものとする。

連動

教育振興基本計画（国）

(第 2 期：平成 25 年度～平成 29 年度)

(第 3 期：平成 30 年度～令和 4 年度)

※教育基本法 抜粋
(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ
計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策
についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要
な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報
告するとともに、公表しなければならない。

参酌

長崎市総合計画（第 4 次：平成 28 年度～令和 3 年度）

※長崎市総合計画策定条例 抜粋
(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意
義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画からな
る本市の最上位の計画をいう。
(総合計画の策定)

第 3 条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図る
ため、総合計画を策定するものとする。

連動

長崎市教育振興基本計画

(第 3 次：平成 28 年度～令和 3 年度)

※教育基本法 抜粋
(教育振興基本計画)

第十七条
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実
情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のた
めの施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなけ
ればならない。